

## ② 節 支援等のための基盤・体制整備状況

「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に（基本法第3条第2項）」、また、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間，必要な支援等を途切れなく受けることができるよう（同条第3項）」講ぜられることが期待されている。

そのため，国，地方公共団体，日本司法支援センターその他の関係機関，犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は，犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう，「相互に連携を図りながら協力しなければならない（基本法第7条）」。そして，これを実現するために，各地方における支援体制の整備も進められてきたところである。

### 1 地方公共団体における窓口

#### (1) 確定・設置状況

内閣府においては，第1次基本計画及び第2次基本計画を通じて，犯罪被害者等施策に関する施策主管課の確定と，当該地方公共団体における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口（以下「総合的対応窓口」という。）の設置を地方公共団体に対して働きかけてきた。

#### ア 都道府県・政令指定都市における状況

都道府県・政令指定都市においては，既に平成24年4月1日時点において全ての地域において施策主管課の確定及び総合的窓

口の設置がなされている。

なお，平成25年4月1日現在，都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等施策主管課は，いずれも他の関連施策の担当課も兼務しており，例えば84%の犯罪被害者等施策主管課は，地域安全・安心（防犯）も兼ねている。そのほか，兼務の多い施策分野としては，多い順に交通安全69%，消費者24%，人権18%，男女共同参画16%等がある。いずれも重複する目標がうかがえる関連分野であり，課として兼務していない場合であるとしても，かかる分野を担当する他部局も含めた庁内での情報共有・連携が図られることが望ましい。

#### イ 市町村及び特別区における状況

市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）における状況としては，平成25年4月1日現在，全国1,722市区町村中，1,643市区町村（約95%）において施策主管課が確定され，1,188市区町村（約69%）において総合的対応窓口が設置されている。

都道府県内の全ての市区町村において施策主管課及び総合的対応窓口双方が確定・設置されているのは，秋田，山形，栃木，群馬，新潟，富山，石川，福井，滋賀，京都，兵庫，和歌山，鳥根，岡山，山口，長崎，熊本，鹿児島島の18地域である。傾向として，施策主管課を設けている率の方が高く，全ての市町村において施策主管課が設置されているにもかかわらず，総合的対応窓口の設置率は50%にも満たない地域も少なくない。

## 犯罪被害者等の声(抜粋)

佐藤 清志 氏

犯罪被害というのは、毎日毎日あちらこちらで起きて、ニュースとして取り上げられます。小さいお子様が被害に遭ったニュースなどを聞きますと、かわいそうだ、という思いを持たれる方が多いと思います。しかしその後、皆様方の興味のあるスポーツや或いは芸能など自分に関心のあるニュースに切り替わったときに、すぐに気持ちを切り替えることができるのではないかと思います。しかし私達のような被害者遺族となった立場ですと、そのニュースの記事の内容、被害者のことが頭のなかに残り、その衝撃がずっと引いて、俗に言うフラッシュバックというものに陥ってしまいます。そういうものが犯罪被害者であるということを知っていただきたいと思います。



これから話す私の娘に起きた被害について、皆様方の身内、或いは自分の友人・知人などの大切な方が同じような被害に遭ったときに、自分達がどのような思いをするか、どのような行動がとれるか、というようなことを頭のなかで連想しながら聞いていただきたいと思います。そうすることにより犯罪被害というものをより一層身近に感じ、自分のこととして被害者に対して接することができるのではないかと、思っております。

我が家の長女、当時6歳の娘は、平成15年5月24日午前11時半頃、区で行われているスイミングスクールの帰り道、母親と共に自転車で連なって国道一号線を、青信号を待って横断しているところ、同じく青信号で左折してきた大型ダンプに、横断歩道上で踏み潰され、命を奪われました。積荷と合わせて20トン以上の大型ダンプにほぼ全身を踏み潰されてしまいました。死因欄にはただ一言、全身挫滅と書かれてあり、頭部はもとより身体のほとんどの部分を完全に潰された状態での即死でした。

娘は白い布に覆われたまま、私以外の誰ひとりも娘の顔の確認や、顔を合わせたのお別れをすることもなく茶毘に伏され、遺骨となりました。

いま国の方でも基本法というものができて、現在47都道府県すべてに支援センターができましたが、そこに辿り着くことが大事であると思います。しかしそれが難しいのが、犯罪被害者遺族です。そういう意味では、被害者自身が辿り着くことのできるツールを作っていただくことが、地方行政に求められるところだと思っております。足を運びやすい体制を作っていただくことが大事です。

各警察署にも被害者支援窓口というものがあるのですが、警察や検察といったところへは被害者自身はなかなか自分から足を踏み込んでゆくことができません。一方地方行政というのは、とても私達に身近な場ですので、そういったところに窓口があるということが非常に重要だと思っております。私の場合ですと、事件後、死亡届や仕事関連の抹消届などを出しに行くのが地方行政の場でした。そこで被害者に対して感じ取ることができて、声をかけて必要な支援に結びつけることのできる体制があることが、自分から向かって行くことができない被害者にどれだけ大きな影響を与えることができ

るか。そしてそこでは声をかけることも大事ですが、被害者自身が話をしただけのような体制に持って行って、被害者自身からどういったものが必要なのかを引き出すことができること。そういうことをぜひ皆さんには考えていただきたいと思います。

そこに辿り着くためにも、被害者側の立場をしっかりと知ること、言葉による二次被害を起こさない、被害者の立場に立って、しっかりと同じ立場で話をすることができる、聞き取ることができる、そういったものが被害者支援には必要となってくると思います。そして、それが早期であればあるほど被害者に対しては回復により大きな効果を発揮しますので、そのことも考えていただきたいと思います。

そういった意味でも一般の方々に対しても被害者支援というものを知っていただく広報も非常に重要だと思います。私の場合は、周りの方々から心ない声をかけられ、二次被害というものがありませんでした。そういったものを生まないためにも、被害者支援をしっかりと一般の人々に理解していただくことが大事だと思います。皆さんが窓口をしっかりと知っていれば、そういう被害に遭った方々へも、一般市民・近隣の中で情報提供することができ、より早く被害者支援に辿り着くことができると思います。

被害者に対しては早期な支援が求められますが、被害者自身は何が必要なのか、何をしたいのか、そういったものも解らない状態で日々過ごしています。東日本大震災の被害者でも、ただ聞いてあげるというボランティアの方が活躍されたそうです。苦しい気持ちを聞いてあげることのできる人が身近にいるということは、非常に大きな意味を持っていますので、そういうものを支援の場に設けていただくこと、これも大事なことです。

それと地方行政に求められることとして、とかく自分の立場で、このことはできるけれど、このことはできない、と線引きをしてしまうことが担当の方々にはあると思うのですが、自分のところではできないではなく、自分のところでは、何ができるのかということに率先して考えていただきたいと思います。それをするためにも、冒頭申しましたが、自分達が被害者になったときに自分がどう思うのか、自分ならどういう行動をしているのか、を考え、自分のところで何ができるのかを考え、動いていただくとありがたいと思います。

## (2) 適切な対応のための取組

総合的対応窓口の設置は、犯罪被害者等が求める情報を得やすくするための取組ではあるが、犯罪被害者等がそれと明示せずとも、市区町村における住民届や国民健康保険等、実際に地域住民として訪れることとなる各種窓口において、無用な二次被害を与えず、適切な対応がなされていることが望ましい。

この観点から、都道府県・政令指定都市において、二次被害防止のためのマニュアルの

備付けや市区町村職員も含め、各種窓口担当者に対する研修会の開催などの取組が行われている。

さらに、都道府県施策主管課において、他の部局や市区町村の施策主管課との連携のために、庁内連絡会議の開催、市区町村担当課長会議や市区町村の担当者に対する研修会の開催、都道府県独自のメールマガジンの発行などの取組が行われている。

## 2 内部・外部との連携の状況

### (1) 「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用の促進

地域における犯罪被害者等支援のネットワークを構築するためには、犯罪被害者等支援に携わる各関係部局、関係機関、団体等が、それぞれどのような支援を提供しているかなどについて、認識を共有している必要がある。このため、第2次基本計画においても、犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称、以下「ハンドブック」という。）」の作成・活用が要請されているところである。

平成25年4月1日現在、47都道府県・政令指定都市においてハンドブックが作成されており、その内17都道府県・政令指定都市において、1回以上の改訂が行われている。また、作成に当たっては、制度改正等の反映を容易にするために差し替え式のファイル形式で作成したり、関係機関・団体の連絡先については毎年修正できるよう別冊にしたりするといった工夫を凝らしているところもある。

また、作成されたハンドブックは、関係部局や都道府県内の市区町村、関係機関・団体等に配布されるとともに、配布時に研修会を開催するなど、地域における犯罪被害者等支援のネットワーク構築に活用されている。

### (2) 地域における関係諸機関・団体間の連携

地域における関係諸機関・団体間の連携については、第2次基本計画上、「警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、

医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る」(第4-1-(10)施策番号154)など関係機関ごとに連携協力の充実・強化が掲げられている。

なお、「被害者支援連絡協議会」は、都道府県警察レベルでの関係機関・団体などの相互の連携を図る取組であり、「被害者支援地域ネットワーク」は、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署を単位とした連絡体制である。

平成24年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47全都道府県において、被害者支援地域ネットワークが1,126（全警察署数1,174）設置されている。

内閣府において各都道府県施策主管課（被害者支援連絡協議会の構成メンバーとされている各都道府県知事部局）に対して、被害者支援連絡協議会の構成機関について調査を行ったところ、平成25年4月1日現在、都道府県警察及び施策主管課はもとより、地方検察庁、日本司法支援センター（法テラス）、犯罪被害者支援団体が、全ての連絡協議会に共通する構成機関であった。児童相談所などの専門機関は、連絡協議会そのものというよりは、特定の犯罪被害者等に特化した分科会等の形で、別途連携が図られている場合もあり得る。保護観察所、臨床心理士会、弁護士会、医師会などについても大多数の連絡協議会に参加している様子が見られるが、精神保健福祉センター、福祉総合相談センター、教育委員会等の参加は部分的にとどまっている様子が見られる。

### (3) 様々な連携体制構築への取組

連絡協議会のほかに、神奈川県では全国に先駆け、平成21年6月に県、警察、民間被害者支援団体の三者が一体となった「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が開設されている。これに引き続き、埼玉県においても平成23年5月から県、警察、民間被害者支

援団体の三者が、同一施設内に事務所を置き、窓口を一元化する取組を行っている。

さらに、地域によっては、性犯罪被害者、少年犯罪被害者、交通事故被害者等それぞれ固有の支援のニーズが認められる分野に特化した専門部会・分科会を上記連絡協議会等に設置したり、県や警察と県産婦人科医会等関係団体との間での協定締結や、大規模事故発生時における関係機関団体による支援体制の要領づくり、具体的な想定事例に基づいた支

援シミュレーションの実施等、きめ細かな連携体制の構築を図っている。

内閣府においても、各地域の実情に応じた連携体制の構築、犯罪被害者等支援の広報啓発活動を支援するため、ワークショップ事業を進めているところ、平成24年度においては、福島県、神奈川県、大阪府において、性犯罪被害者支援の観点での連携体制強化について様々な事業を実施した。

## コラム

### 3

## 地方公共団体の取組(性犯罪被害者支援のための連携強化事業)

### 1 「性暴力被害者等支援強化のための研修及び広報事業」(福島県)

福島県では、性暴力被害者支援のためのネットワークを強化、充実するため、各機関と連携し施策に取り組んでおりますが、性暴力被害者については、支援従事者にもどのように対応すれば良いのかわからないなどの不安があることから、それらの不安を取り除くこと及び被害者等を取り巻く状況等について学びスキルアップを図ることを目的に本事業を実施しました。

- 対象者毎に分けた複数回の研修会実施（相談支援員向け、教育関係者向け、医療従事者向け、被害者やその身近な相談相手となる可能性がある10代女性向け、及びその保護者相当の年代向け）
- 支援の要点をまとめたリーフレットの作成、配布（各支援機関・教育機関向け及び医療関係者向け）



リーフレット

### 2 「性犯罪被害者支援強化のための研修及び広報事業」(神奈川県)

神奈川県においては、既に県、県警察及び民間支援団体が県産科婦人科医会と性犯罪被害者支援について協定を締結しているため、ネットワーク化がある程度進んでい

た地域であるといえます。より充実した産婦人科医療における支援及び実際に被害に遭った方が支援を受けやすい環境を醸成する目的で本事業を実施しました。

- 産婦人科医師，看護師等の医療従事者向け研修の実施
- 産婦人科医療機関向けの手引きの作成及び配布
- 県・県警・民間支援団体で運営している「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の電話番号等を記載したカードやステッカーを県内産婦人科医療機関，商業施設等に配布し，女性用化粧室等へ配置してもらう。



カード



ステッカー

### 3 「急性期性犯罪・性暴力被害者支援のための府民向け広報啓発事業」(大阪府)

大阪府では，全国に先駆けて，病院内に性暴力被害者支援に特化した相談センターが設置された「ワンストップ支援センター」である「性暴力救援センター・大阪」を軸に，警察その他の関係諸機関，支援へとつながる基盤ができていたことから，予めいろいろな方々に性犯罪被害の実態と支援体制について知っておいていただく機会とすることを目的に本事業が実施されました。

- 府民向け講演会（「性暴力救援センター・大阪」，「ウィメンズセンター大阪」，大阪府警察それぞれの支援の実情等について）
- リーフレットの作成，配布（特に府内の高等学校や支援学校）



リーフレット